



税



平成19年に所得が減り
所得税が課されな
くなった方

税源移譲により所得税率の変更に
よる税負担の軽減の影響を受けず、住民税率変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

なお、還付を受けるためには申告が必要となります。
申告先は平成19年1月1日

出が必要になります。農地転用をお考えの方は農業委員会までご相談ください。
そのほか、農地についてのご相談も農業委員会までお願いします。

問合せ 産業振興課
☎557-7630

浸水ゼロ・安全・快適！
下水道

【浸水対策強化月間】
6月1日～30日

東京都下水道局では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定めています。

下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。

また、東京の雨が一目で分かる「東京アメッシュ」をインターネットで公開しております。
問合せ 流域下水道本部
☎527-4828

ホームページ
<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

町・都民税の納期

◎第1期
納期は6月30日(月)です。

問合せ 税務課 ☎557-7529

不用品交換

交渉は
当事者間で

※費用が掛かることがあります。

ゆずります

▶折り畳み自転車 ▶子供用自転車
(16インチ) ▶ランドセル

ゆずってください

▶二小・四小体操着 (120cm以上)
▶男児ズボン・シャツ (95～100cm)
▶二段ベッド▶瑞中制服(女子)
▶東松原保育園園服▶自転車幼児座席
▶26インチ自転車

問合せ 産業振興課 ☎557-7633

町税の納め忘れは
ありませんか

納期を過ぎた町・都民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料をまだ納めていない方は至急納めてください。
毎週木曜日は、夜8時まで税務課で納付できます。
※納税の時は、釣り銭の無い

現在お住まいの市区町村です。ほかの市区町村から転入された方はお間違えのないようご注意ください。
申告期間 7月1日(火)～31日(木)
問合せ 税務課
☎557-7519

年金



学生納付特例、若年者納付猶予制度をご利用ください

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。
学生の方で本人の前年度の

ようお願いします。
納税には、便利な口座振替をご利用ください。
問合せ 税務課
☎557-7529

お知らせ

草花の寄せ植え体験
をしてみませんか

シクラメン街道の花き農家主催の寄せ植え教室です。草花の管理の仕方、寄せ植えの

収入が一定額以下の場合には、「学生納付特例」の申請をすることにより保険料の納付が猶予されます。
また、30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定以下の場合には、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。
これらの申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金等を受けることができなくなりますのでご注意ください。
問合せ 住民課
☎557-7578
青梅社会保険事務所
☎0428-(30)3414

農業委員会からの
お知らせ



楽しみ方を体験できます。
また、シクラメンの温室施設の見学もできます。
日時 6月18日(木)
午後1時30分～3時
場所 杉田園芸
長岡長谷部141-1
シクラメン街道花き研究会
参加費 1000円
定員 20名(先着順)
申込み 産業振興課
☎557-7630

農地管理推進月間
農業委員会では、6月と8月を「農地管理推進月間」として、農地管理パトロールを実施します。
農地をお持ちの方は日ごろより雑草の除去など、十分な管理をお願いします。
農地転用について
農地を宅地や駐車場などの農地以外のものにする際には、農地法の許可または届け

樹木の枝が通行を妨
げていませんか

心に安らぎを与えてくれる美しい緑も、通行の妨げになることがあります。
皆さんのお宅では次のようなことはありませんか。
▼伸びた枝が道路に出ていて自動車や歩行者の通行の妨げになっている。
▼道路標識、カーブミラー、街路灯などが伸びた枝に覆われている。

このような場合には、枝切りをするなど、日ごろから樹木の手入れをお願いします。
問合せ 建設課
☎557-7641

消防団の消火活動に
伴う駐車のご協力に
ついて

消防団員は、火災等災害時にいち早く現場に向かわなければなりません。
外出先から、直接現場に自動車に向かう時もあり、路上等に駐車せざるを得ない場合もあります。消防団員が一刻も早く災害現場に向かうため

都市計画の素案への
公述申出と公聴会

対象計画案 都市再開発の方針、住宅街地の開発整備の方針
対象区域 特別区、市、瑞穂町および日の出町
縦覧期間 6月2日(月)～16日(月)
公述の申出 区域内に在住か計画案に利害関係のある方は、公述ができます。
※1人10分程度
申出方法 公述申出書を6月16日(月)(必着)までに、東京都都市整備局都市計画課へ



に、火災等災害時の緊急時に限り、車内ダッシュボード上に「ただ今消火活動中です」の表示をして駐車させていただきます。
とがあり
ますので、ご理解とご協力をお願いします。
問合せ 地域振興課
☎557-7610

※意見要旨等を考慮し選定します。
公聴会の傍聴
当日先着100人程度
計画案の縦覧・申出書の配布場所

▼東京都都市整備局都市計画課
▼瑞穂町都市計画課
公聴会開催日時・会場
8月5日(火)午前10時
立川市女性総合センター1(立川市曙町二丁目36番2号)
※詳しくはホームページをご覧ください。
問合せ 東京都都市整備局都市計画課
☎03(5388)3225

ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

ご存じですか！
検察審査会

検察審査員に
選ばれたらご協力を

交通事故、詐欺などの被害に遭ったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような不服を持っていて、人のために検察審査会があります。費用は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。
検察審査会では11人の審査

犯罪被害者等支援の
ための総合相談窓口
開設

東京都は、犯罪被害に遭った方やその家族・遺族の皆様からの相談に応じ、支援を行う総合相談窓口を(社)被害者支援都民センターと協働で設置しました。
犯罪被害に遭ってお悩みの方は、まず総合相談窓口へご連絡ください。相談は無料、秘密は厳守します。
相談時間
▼月・木・金曜日：午前9時30分～午後5時30分
▼火・水曜日：午前9時30分～午後7時

省エネのため、 ノーネクタイでの 執務にご理解を

町では、省エネのため、庁舎内の冷房を弱めに設定しています。

職員は、9月末までノーネクタイで執務をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。



問合せ
総務課 ☎ 557—7492

危険物安全週間

6月8日(日)～14日(土)

推進標語 「不注意が 大きな事故に 危険物」

危険物安全週間に伴い、危険物を取り扱う事業所の方はもちろん、ご家庭でも、ガソリンや灯油など危険物の危険性や安全な取り扱い、保管、廃棄方法に関する正しい知識を身に付け、危険物に関する事故や災害を防ぎましょう。

○家庭では

暮らしの中の身近な危険物（スプレー塗料、整髪料、固形燃料等）の存在を再確認し、正しい取り扱いや保管に努めましょう。



○事業所では

危険物を大量に貯蔵し、または取り扱う事業所では、危険物施設の危険要因を的確に把握し、危険物の取り扱い、火気管理、施設の点検等の基本的な自主保安対策を再度徹底しましょう。

問合せ 福生消防署予防課
☎ 552—0119

※祝日・年末年始は除きます
相談先 総合相談窓口
☎ 03 (5287) 3336
FAX 03 (5287) 3387

法テラスによる無料 法律相談

法テラス（日本司法支援センター）は、法律により設立された法人で、法的トラブルでお困りの方への情報提供や資力が乏しい方のための法律相談・裁判代理費用の立て替えなどを行っています。
弁護士による無料法律相談会を次の通り開催しますの
で、まずは電話でお問い合わせください。

日時 7月3日(木)

午後1時30分～

4時30分(予約制)

場所 町民会館1階会議室

予約・問合せ

法テラス多摩

☎ 050—3383—5312

たいひ 堆肥を引き取ります

ご家庭において、生ごみ処理機器で処理してきた堆肥を、みずほエコパークで引き取ります。堆肥は園内の置き場で熟成させ、園内の花壇などに利用します。

堆肥は開園中に園内の係員に渡してください。

問合せ 生活環境課 ☎ 557—5364

みずほエコパーク フリーマーケットの開催

皆様お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

日時 7月6日(日) 午前9時～午後2時
場所 みずほエコパーク管理棟前広場

○出店者募集

新たに出店（飲食物、動物は除く）を希望される方を募集します。

申込期限

6月27日(金)

※出店料は無料です。営利的の方は出店できません。



※今後のフリーマーケット開催月日は、9月、11月、12月、3月の各月第1日曜日です。開催時間は、午前9時から午後2時です。

申込み・問合せ リサイクルプラザ
☎ 557—5364

生ごみ処理機器 購入費の一部を助成

対象者

町内に住所または事業所を有する方で、町内に生ごみ処理機器を設置される方

対象機器

電動式乾燥型、電動式パイオ型、コンポスト容器、密閉式容器などごみの減量と堆肥化に効果があるもの

助成額

購入費の2分の1（ただし上限4万円まで）

申請方法

領収書、保証書、印鑑をご持参の上、役場2階生活環境課へお越しください。



問合せ 生活環境課 ☎ 557—7706

粗大ごみの処分はリサイクルプラザへ

ご家庭で不要となった粗大ごみを処分される場合（持ち込み、収集希望のいずれも）は、「みずほリサイクルプラザ」へお申し込みください。

なお、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）およびパソコンのほか、受け入れがでない品目がありますので、詳しくは各ご家庭に配布の「ごみの分別事典」をご覧ください。



申込み リサイクルプラザ粗大ごみ受付
☎ 557—7612

くらしの情報

正しい新聞の勧誘にご注意ください。



「お届け物です。」と男性が訪ねて来たので、ドアを開けたら、「新聞をとってもらえませんか。」と、いきなり新聞の勧誘が始めました。

今年いっぱいほかの新聞を契約していると断ったのですが、「米5キロに商品券もつけます。」と言われて、断りきれなくなり、来年1月から1年間の契約をしてしまいました。契約をやめられないでしょうか。



新聞の勧誘に関する相談は多数寄せられています。あまりにも先の契約や長期間の契約をしてしまうと、後になって解約したいと思っても、非常に難しいです。

洗剤やビール券などの景品をちらつかせて、契約を勧めることも多いようです。新聞公正競争規約では、取引価額の8%または6カ月分の購読料金の8%のいずれか低い金額の範囲内の景品しか提供できないことになっていますが、この例のように高額な景品を渡している例がかなりみられます。

勧誘目的を告げずに勧誘することは、特定商取引法で禁止されています。訪問販売で契約しているので、契約から8日以内なら、クーリング・オフ（無条件で申し込みの解除）が可能です。景品を受け取った場合は返すこととなります。クーリング・オフ期間を過ぎていても、詐欺的であったり、脅迫的な勧誘により契約した場合には、消費者契約法や民法で取り消しが可能な場合もあります。

知らない人が訪ねて来たときは、どんな用件が十分に注意しましょう。契約を勧められても不要なら、勇気を出してきっぱり断りましょう。困ったことがあれば、ぜひご相談ください。

相談日

毎週火・金曜日 午前9時～午後4時30分
（正午から午後1時までを除きます）

問合せ

消費者生活相談室 ☎ 557—7633
東京都消費生活総合センター相談課
☎ 03 (32335) 1155